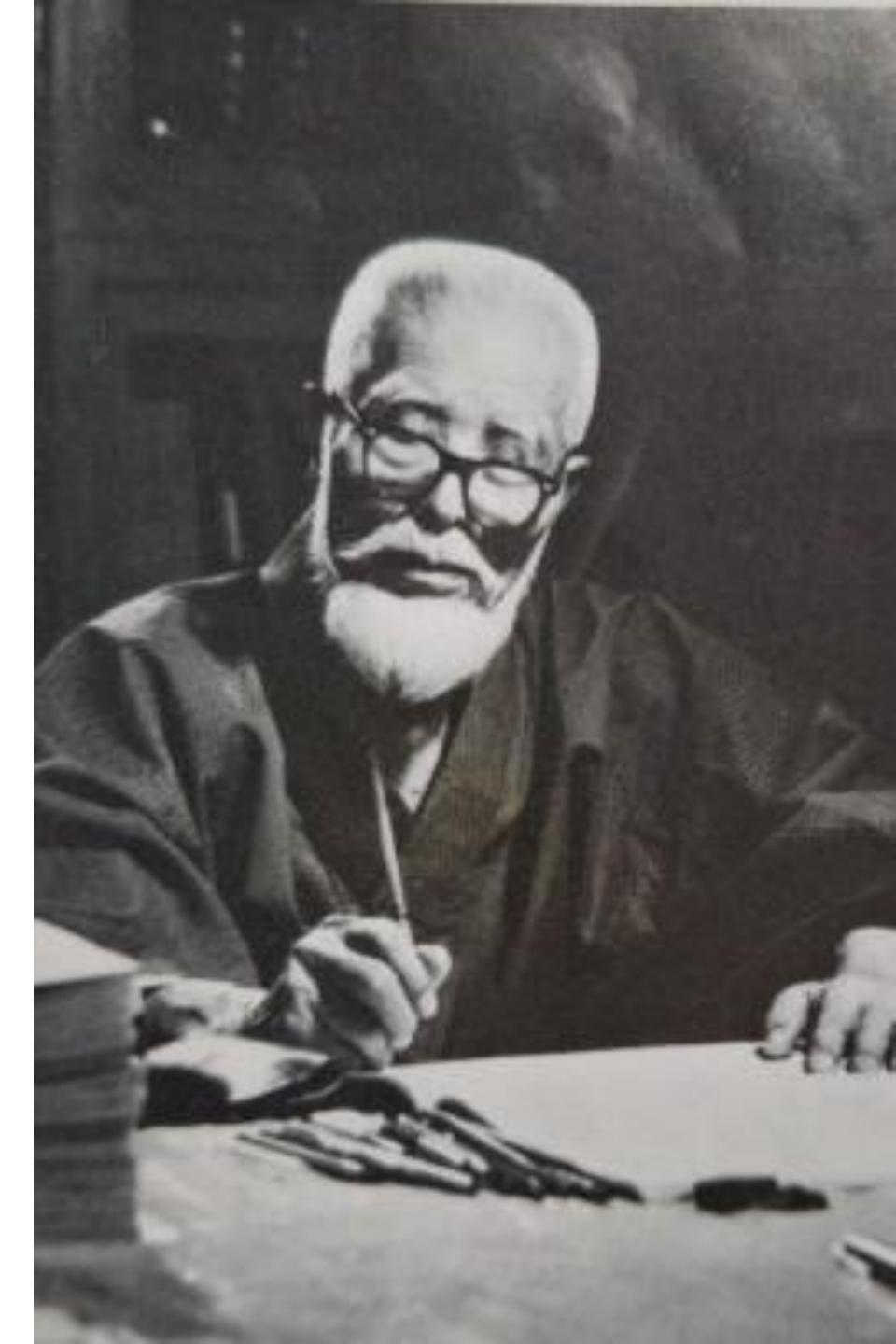


喜舎場永珣資料にみる 尖閣諸島関係資料

尖閣諸島文献資料編纂会調査員 國吉まこも



講演議題

- ・喜舎場永珣/喜舎場永珣資料について
- ・山県有朋沖縄県巡回における宮内省復命書
- ・八重山島役所文書における「阿根久場島」
- ・おわりに 資料から見えてくる尖閣諸島



石垣市「喜舎場永珣と資料」より

喜舎場永珣と喜舎場永珣資料について

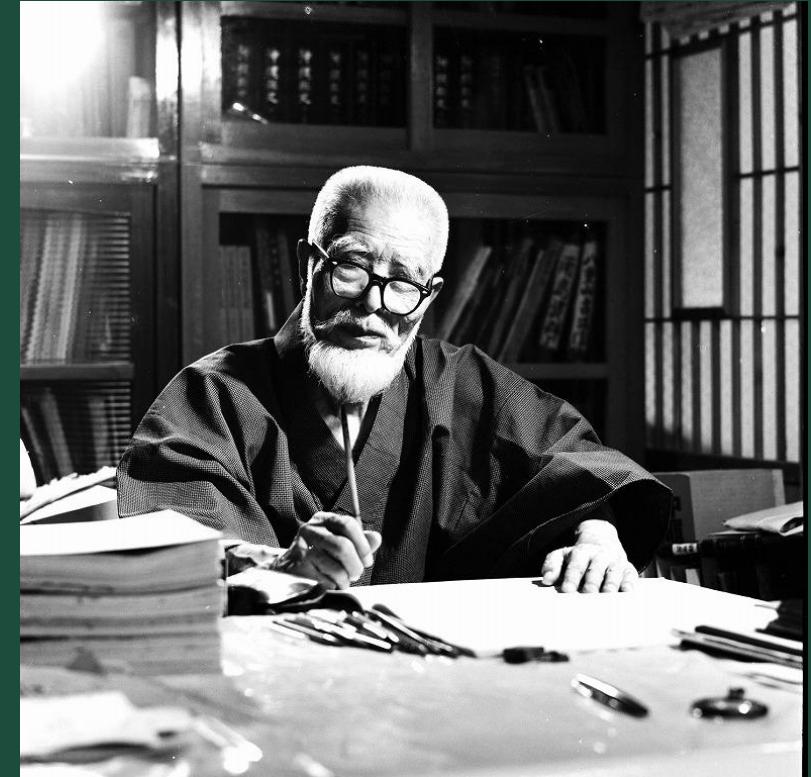
「八重山研究の父」

- ・明治18（1885）年7月15日 沖縄県石垣島（現石垣市）出生
- ・琉球学の父、伊波普猷との交流から八重山の郷土史研究に着手
- ・『八重山古謡』（1970年出版）にて柳田国男賞を受賞

喜舎場永珣史料

- ・喜舎場永珣の収集した資料を中心に二千数百点を所蔵

（うち古文書類232点）



『八重山民俗誌』上巻 卷頭より

- ・喜舎場永珣資料の古文書を調査することで、定説とは違った尖閣編入の過程を明らかに

山県有朋沖縄県巡回における宮内省復命書

喜古 00147-1 沖縄県巡回復命書並日誌 巡回報告第二号 明治十九年 公文雜纂「大臣伯爵山県有朋沖縄諸島及五島対馬等巡回復命書進達ノ件」

山県有朋による沖縄県巡回視察

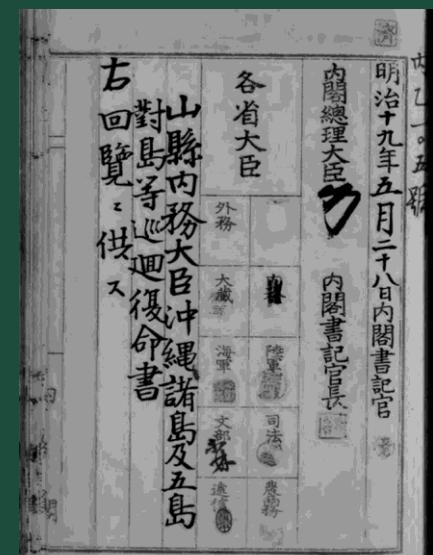
西村捨三沖縄県令の案内のもと、山県一行は明治19年2～3月
沖縄諸島・八重山諸島・五島列島・対馬列島を訪問
各地を視察、帰京後復命書（報告書）を提出



出典：喜舎場永珣資料 喜古 00147-1

山県に随行した明治天皇侍従による復命書

喜舎場永珣資料所蔵の文書は侍従による復命書の草稿
ほかに収蔵されていない貴重な資料である可能性



出典：国立公文書館 築00009100

喜古 00147-1 沖縄県巡回復命書並日誌 巡回報告第二号 明治十九年 公文雜纂「大臣伯爵山県有朋沖縄諸島及五島対馬等巡回復命書進達ノ件」

復命書における沖縄滞在中の記録

・明治19（1886）年3月5日の記述

「…勸業試験場ニ赴ク、那霸ノ東北数丁…八重山島ノ牛、慶良間島ノ鹿、久米島ノ鶴等ヲ飼育ス…釣魚嶼（魚釣島）ノ信天翁ハ生獲シタレトモ、皆死シ、其翼ヲ藏ス…」

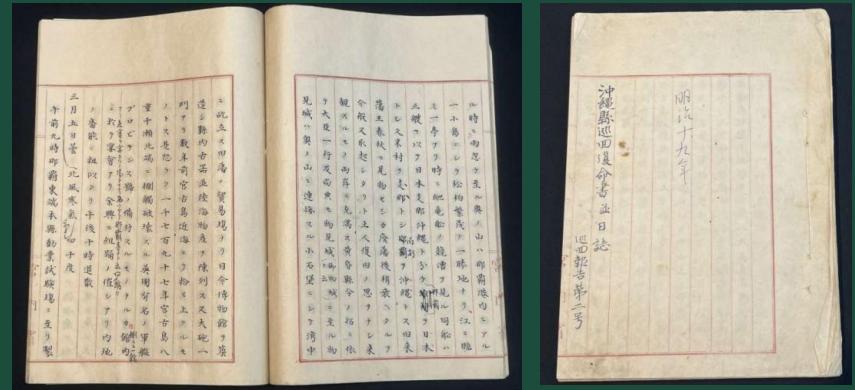
・同月11日の記述

「…外離島ヲ離レ、船東北ヲ指シ直ニ肥前ノ五島ニ向フ。薄暮、一小嶼ヲ見ル。蓋シ無人島ナリ。夜間、船頗ル搖動ス…」

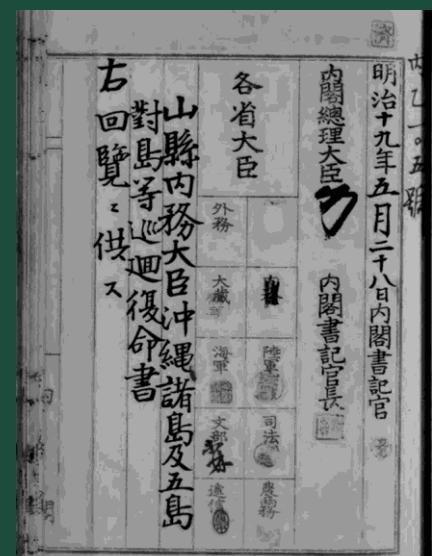
講談師「松林伯円」による講談

「…大風起り、激浪甲板を浸す。此時、周囲僅か一、二丁程の孤島を見る。其名を問へばドチツカズ島といふ。…尤も無人島なり…」

山県、伯円の指す無人島は尖閣諸島を指している可能性が高い



出典：喜舎場永均資料 喜古 00147-1



出典：国立公文書館 築00009100

政府要人による沖縄訪問の背景

多数の政府要人が沖縄を訪問

- | | |
|-------------|--|
| 明治17（1884）年 | 中城王子尚典の一時帰省（随行：前県令岩村通俊、新県令西村捨三） |
| 明治17～18年 | 旧藩王尚泰・宜野湾王子尚寅の一次帰省（随行：県令西村捨三） |
| 明治19（1886）年 | 山県内務大臣の巡視（随行：西村県令、宮内省侍従、大蔵・司法・文部・農商務各省高官ほか三井物産支配人益田孝など）
島津忠義・忠済の訪問（随行：島津公爵家家令、久光家扶市来四郎など） |
| 明治20（1887）年 | 文部大臣森有礼の訪問
'内閣総理大臣伊藤博文・陸軍大臣大山巖の巡視 |

尚家の東京移住、尚家、県政府の関係改善

琉球処分に反発する指導層による脱清・救国運動への対応

琉球処分

明治12（1879）年 琉球処分（沖縄県設置）

尚泰以下尚家は東京へと移住、これに反発した旧琉球藩指導者層による脱清・救国運動が開始
→日清間の外交問題へ

明治政府による対応

明治16（1883）年 岩村通俊を県令に任命

明治17・18年 尚泰親子を沖縄県へ一時帰省

明治18年5月 明治天皇より**尚泰へ侯爵の地位を爵命**

→沖縄県治の方針として、尚家以下旧指導者層と協調による士民層の安堵を追求

『明治天皇紀』における尚泰への爵位授与についての記述

明治18年5月 明治天皇より尚泰へ侯爵の地位を爵命

『明治天皇紀』（明治天皇についての伝記）における記述

「二日 午前十時 表一の間に於て授爵式を行はせられ、旧琉球藩王従三位尚泰に授くるに侯爵を以てす…明治十二年、琉球藩を廃して沖縄県を置くや、琉球島民或はこれを喜ばざる者あり、走りて清国に入り、其の声援を請ひて我が版図を脱せんとする者あり。朝廷尚泰を待つに優恩を以てし、島民の危虞を除き、恩を施し、威を宣べ、以て県治を円滑にせんとし、是の日授くるに此の栄爵を以てしたまふ。島民、旧藩王の恩寵に浴すること深きを觀、始めて意を安じ我が仁政に悦服せり…」

尚家との関係改善を通じて、沖縄県治の安定化が図られていたことがわかる

しかしながら同年4月、明治政府にとって予期せぬ事態が発生

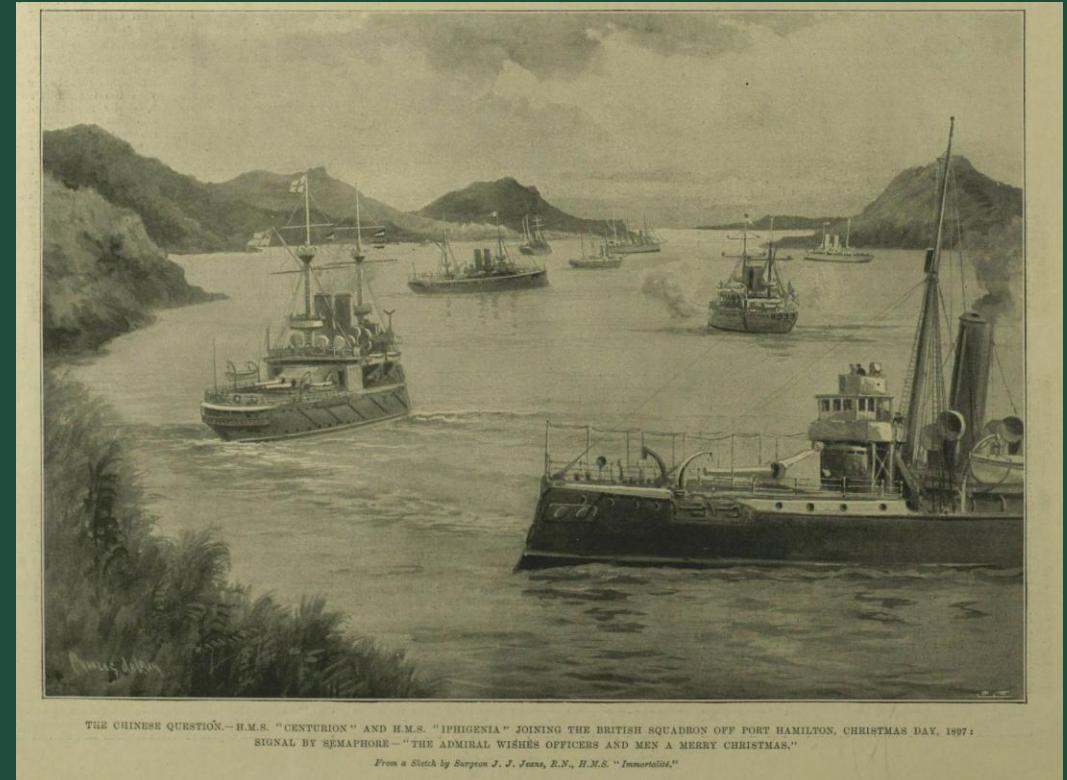
明治18年4月 巨文島事件

明治18（1885）年4月15日、イギリス東洋艦隊巨文島を占拠

ロシアの朝鮮半島進出を阻むため、朝鮮政府の承諾を得ず占領

井上馨は西村沖縄県令に各離島の巡回などを命令

→南北大東島、尖閣諸島の実地調査へ



ハミルトン湾（巨文島）に停泊するイギリス艦隊
出典：Wikimedia

沖縄県周辺無人島調査

明治18年8月末

大東島の現地調査と国標の建設が行われる

同年10月末 魚釣島現地調査

国標建設は見送られるが、県当局では境界明確化の重要性が認識

西村県令による内閣諸公巡視の要請

島津家当主、文部大臣、総理大臣、陸軍大臣の巡視の実施

巨文島事件が日本外交に与えた影響。

明治18年6月10日

琉球問題について北京の榎本武揚公使あて訓令の要点

- ・欧洲諸国はしきりに殖民政略を極東へ進めている
- ・一孤島タリトモ決シテなおざりにしていい時期ではない
- ・日本政府も船（出雲丸）を沖縄に派遣し調査を進めている
- ・そのため、宮古八重山諸島の分島交渉を行う時期にはない
- ・清国側の分島交渉は拒否せざるを得ない

→分島交渉の放棄を示唆



外務大臣井上馨
出典：Wikimedia

山県有朋の沖縄諸島巡視と沖縄県下「無人島」

「明治天皇記」における山県巡視についての記述

明治18年12月16日

「参議兼内務卿伯爵山県有朋を沖縄県に差遣し、県治の状及び軍事・産業・教育等の事を視察せしむ。蓋し県治を刷新し、国防を完成し、産業を興し、教育を奨むるの方法を攻究せしめんとするなり……」

明治19年3月31日

「内務大臣伯爵山県有朋・侍従子爵東園基愛、沖縄諸島及び大島・五島・対馬を巡視し、具に沖縄島治の状及び諸島の軍事等を視察して、是の日帰京す。尋いで五月に至り、有朋其の視察観感する所を敍して復命書を上る……○官報、侍従日録、山県有朋復命書、東園基愛復命書」

国防の完成

県域の明確化＝無人島の調査と編入

明治19年 沖縄県関係の資料に「無人島」という項目が確認

明治20年 『沖縄県雑録』 開拓すべき無人島として南北大東島、尖閣諸島、南波照間島等

明治25年 県知事丸岡莞爾から海軍大臣への無人島調査の上申

八重山島役所文書における「阿根久場島」

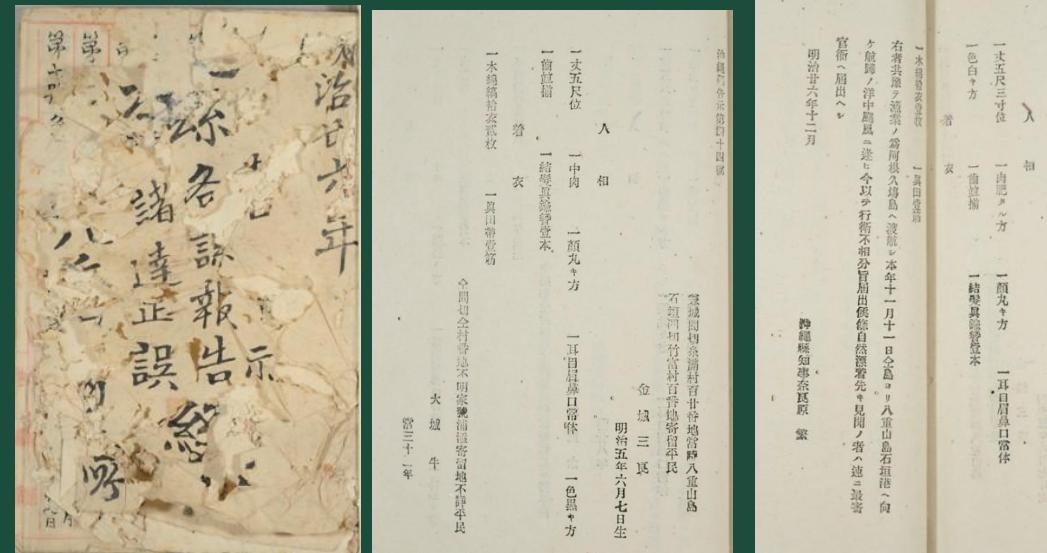
喜古00071 本県各課報告綴 諸達正誤 明治二十六年

明治26(1893)年の県庁の命令、連絡事項集

行方不明者、遭難船を発見したら役所へ届け出るよう通達

漁師3名が阿根久場島へ渡航していたところ、行方不明

「阿根久場島」は何を指しているのか？



出典：喜舎場永均資料 喜古00071

喜古00139 廉務書類綴 下巻 明治二十七年五月

明治27(1894)年に八重山島役所の作成した調査書類

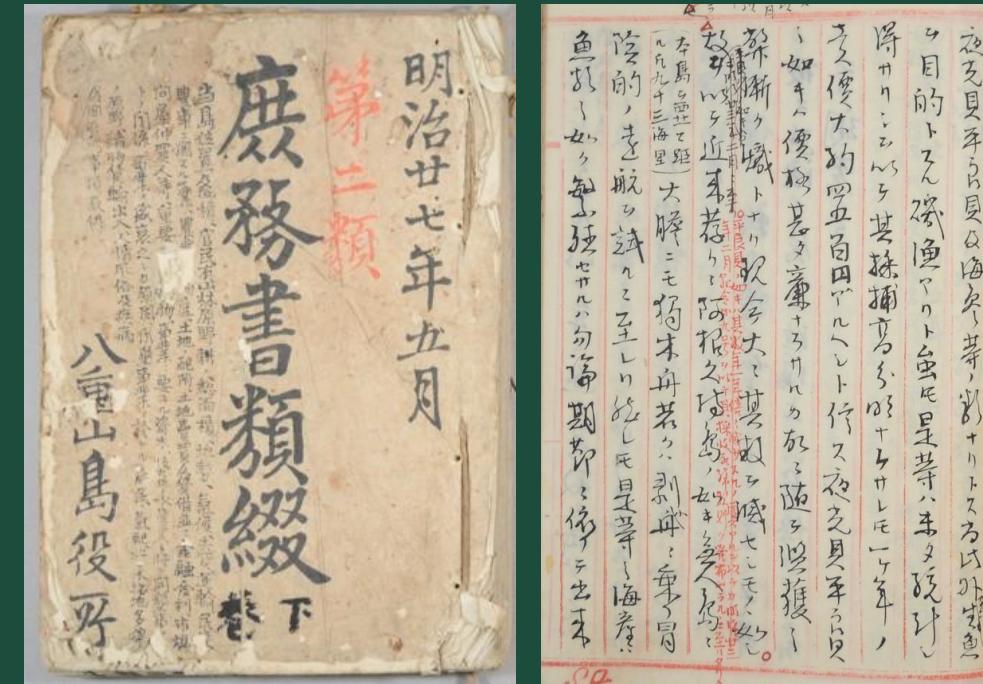
阿根久場島へ夜光貝、平良貝を目当てにサバネで出漁

する人々が存在

前述の遭難漁師たちはそうした人々の一部？

阿根久場島は魚釣島、久場島を指していると推測

編入以前から尖閣諸島における経済活動が始まっていた



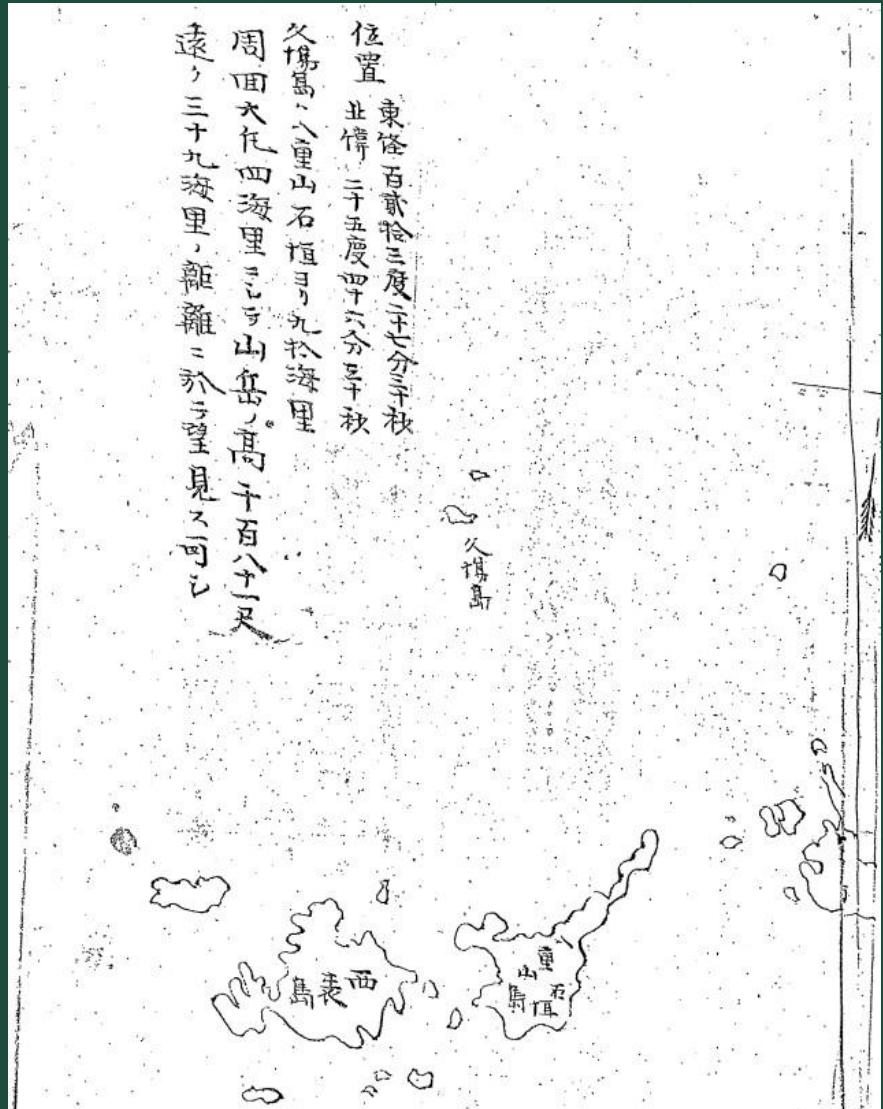
出典：喜舎場永均資料 喜古00139

『官有地拝借御願』古賀辰四郎 明治28年6月

古賀辰四郎が尖閣諸島の借り受けを願い出した書類

古賀辰四郎は尖閣諸島の開拓者

拝借を願出た「久場島」の位置の概略が付されている



尖閣諸島文献資料編纂会蔵 『官有地拝借御願』(写)

沖縄県警察区画地図及一覧表 横内家文書 [明治26年末]

「沖縄県警察区画一覧表」

八重山島警察署の所轄として阿根久場島 無人島が登録

署察警島山重八									
村城野登切間濱大置位									
登ト波ハ真マ平ヒラ大オホ大 野ノク照テルマ榮ヘ得エ川カハ濱 城スグ里サト村村村村村									
盛モリ	宮白シラ	崎サ子	上タヘ	西					
山サマ	良保ホ	山サマ	原バル	表					
村村村	村村村	村村村	村村村						
高タカ	鳩ハト	小コ野ヌ	平ヒラ	伊イ	桃カ				
那ナ間マ	演バ底ソ	久コ保ボ	久ク	原バルマ	原				
村村村	村村村	村村村	村村村	村村					
川カ梓フ	崎サチ名ナ石	新アラ	石垣イシガチ	古コ					
平ヒラ	海カ枝エ蔵グ垣	垣川カハ		見					
村村村	村村村	村村村	村						
阿根久場島無人	與ヨナクニシマ	南ハ仲ナカ黒クル	新アラグ	竹タケ					
	島無人	風ミ	間マ島シマ	城	富ミ				
		見ミ	村村村	村					

阿根久場島無人	與ヨナクニシマ
	村名ナシビ

沖縄県警察区画地図及一覧表 横内家文書 明治26年末カ（裏面）

「沖縄県警察区画地図」

阿根久場島の記述はない

釣魚島、久場島、久米赤島の三島が記述

→「阿根久場島」は行政上の尖閣諸島の仮名と推測

県域範囲の明確化

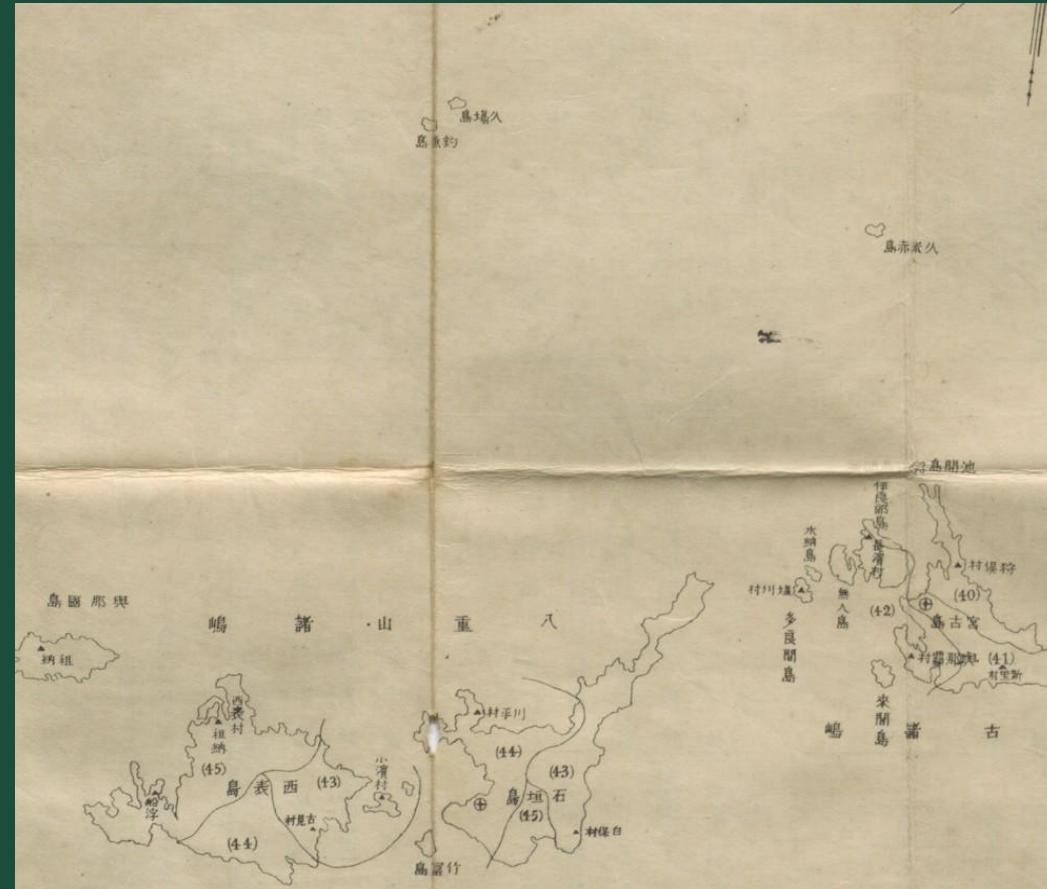
県域範囲の明確化はその後の県政にも引き継がれる

明治22(1889年)年末、八重山島役所所長西常央より、

県知事に尖閣の所轄編入を伺出

明治24（1891）年阿根久場島を八重山島役所、警察

署の仮所轄と定める訓令案が作成、布達



出典：尖閣諸島に関する鶴資料調査報告書（平成31年度）」

所蔵：那霸市歴史博物館

『沖縄県警察統計表 明治24-26年分』

「12月11日 県訓令第47号を以て阿根久場島の警察所轄仮に八重山島警察署二付ス」

尖閣諸島は「阿根久場島」として、八重山島役所の仮所轄内とされた

仮所轄内から正式所轄、編入へ

明治25(1892)年

丸岡知事から海軍大臣へ無人島実地調査の願出

明治26(1893)年

奈良原知事より内務・外務大臣宛に尖閣諸島に標杭建設の上申書

→明治28(1895)年1月14日 尖閣諸島領土編入閣議決定へ

十二月十一日	警告達第五號ヲ以テ巡査勤怠調査法ヲ定メ各署ノ取扱ヲ一定ス
全月	縣訓令第四六號ヲ以テ縣下大東島ノ警察所轄ヲ假リニ那霸警察署ニ付ス
全日	縣訓令第四七號ヲ以テ阿根久場島ノ警察所轄假リニ八重山島警察署ニ付ス

帝国版図関係雑件：久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義ニ付上申 明治26年

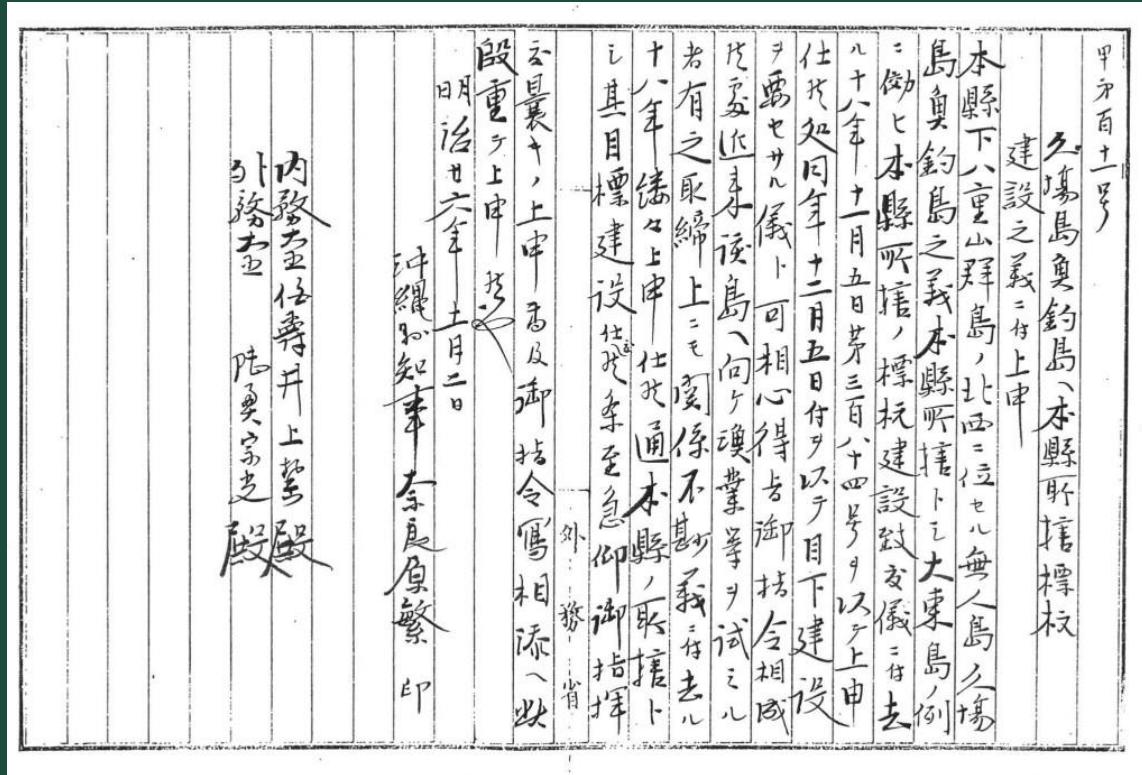
奈良原知事による上申書の写し

所轄編入についての言及

「去ル明治18年、縷々上申仕り候通り」

(縷々は長々とくどくどとの意)

沖縄県は明治18年以来、尖閣諸島の所轄編入を求め
てきた島であることがうかがえる



出典：アジア歴史資料センター Ref.B03041152000

おわりに 資料から見えてくる尖閣諸島編入

沖縄県の近代、県政の歴史から尖閣諸島編入の経緯を検討する

資料を調査することで当時の沖縄、日本がどうやって「境界」を確立させようとしたのかを明らかに

定説：尖閣諸島編入は日清戦争がきっかけである

今回明らかになった事実：従来から存在した沖縄県の編入への取組が成就したのが

明治 28 (1895) 年1月14日における閣議決定であった

領土編入の時期だけではなく、県政・県治の歴史から尖閣諸島をとらえなおす研究の重要性